別表第四第一号、別表第六第一号及び別表第七第一号中「埋設確認業務」の下に「、濃度確認業務」を加え、同表の次に次の一表を加える。

別表第八（第四十一条の二十六関係）

一　許可届出使用者（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者

二　廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十八条第一項に規定する者となった者については、この法律による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（次条において「新法」という。）第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　新法第三十三条の二第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の二十六において準用する新法第四十一条の五第一項の規定による濃度確認業務規程の認可の申請についても、同様とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号中「若しくは登録埋設確認機関」を「、登録埋設確認機関若しくは登録濃度確認機関」に改め、同号(九)を同号(十)とし、同号(八)を同号(九)とし、同号(七)を同号(八)とし、同号(六)の次に次のように加える。

(七)　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十三条の二第一項（登録濃度確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数一件につき九万円

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　直人
文部科学大臣　川端　達夫
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年五月十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第三十一号

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律

（大気汚染防止法の一部改正）

第一条　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条）」を「第十七条の二）」に、「第十七条の二―第十七条の十四」を「第十七条の三―第十七条の十五」に改める。

第十四条第一項及び第三項中「場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる」を削る。

第十六条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第二章の二中第十七条の十四を第十七条の十五とし、第十七条の十三を第十七条の十四とする。

第十七条の十二第一項中「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、同条第二項中「第十七条の四第一項又は第十七条の五第一項」を「第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項」に改め、同条第三項中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同条を第十七条の十三とし、第十七条の十一を第十七条の十二とし、第十七条の十を第十七条の十一とし、第十七条の九を第十七条の十とする。

第十七条の八中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第十七条の三」を「第十七条の四」に改め、同条を第十七条の八とする。

第十七条の六第一項中「第十七条の四第一項又は」を「第十七条の五第一項又は」に、「第十七条の四第一項第四号」を「第十七条の五第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十七条の四第二項」を「第十七条の五第二項」に改め、同条を第十七条の七とし、第十七条の五を第十七条の六とし、第十七条の二から第十七条の四までを一条ずつ繰り下げる。

第二章中第十七条の次に次の一条を加える。

（事業者の責務）

第十七条の二　事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第二十七条第二項中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に、「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に、「第十七条の四から第十七条の八まで」を「第十七条の五から第十七条の九まで」に改め、同条第三項中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に、「第十七条の四、第十七条の六」を「第十七条の五、第十七条の七」に改め、同条第四項中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同条第六項中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改める。

第二十八条の二第一号中「第十七条の七、第十七条の十」を「第十七条の八、第十七条の十一」に改め、同条第六号中「第二十八条第二項」を「前条第二項」に改める。

第三十三条中「第十七条の七、第十七条の十」を「第十七条の八、第十七条の十一」に改める。